

東秩父村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	2,883人	1,979,041 千円	154,849 千円	418,542 千円	21.1%	18.3%

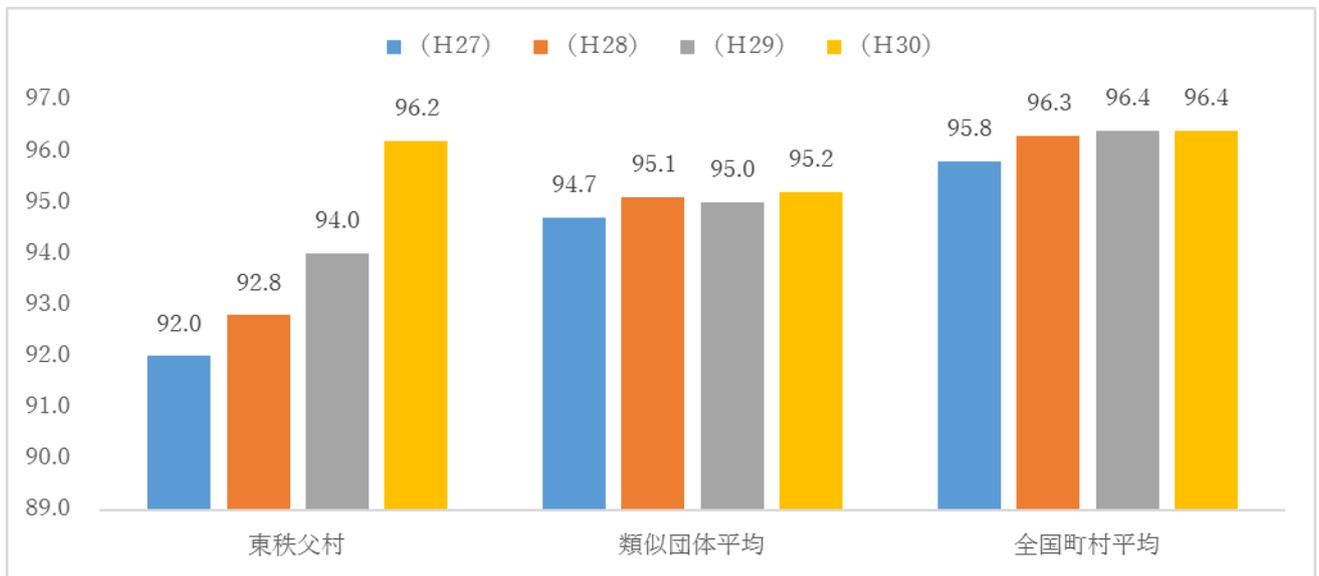
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
29年度	59人	169,252 千円	30,999 千円	64,297 千円	264,548 千円

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
4,483千円	5,502千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 簡易水道事業特別会計（1名）、特別職を除く。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
 職員数が少ないため、昇格等で1人が全体の指数に与える影響が大きい

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施] ※平成28年4月1日より実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東秩父村	37.3 歳	264,763 円	311,239 円	286,872 円
埼玉県	42.7 歳	323,690 円	412,850 円	378,333 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	40.5 歳	291,314 円	334,999 円	317,269 円

② 技能労務職

※該当者なし

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分		東秩父村	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	171,300円	185,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	151,500円	147,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	245,700 円	317,600 円	386,200 円	—
	高校卒	210,400 円	—	—	374,700 円

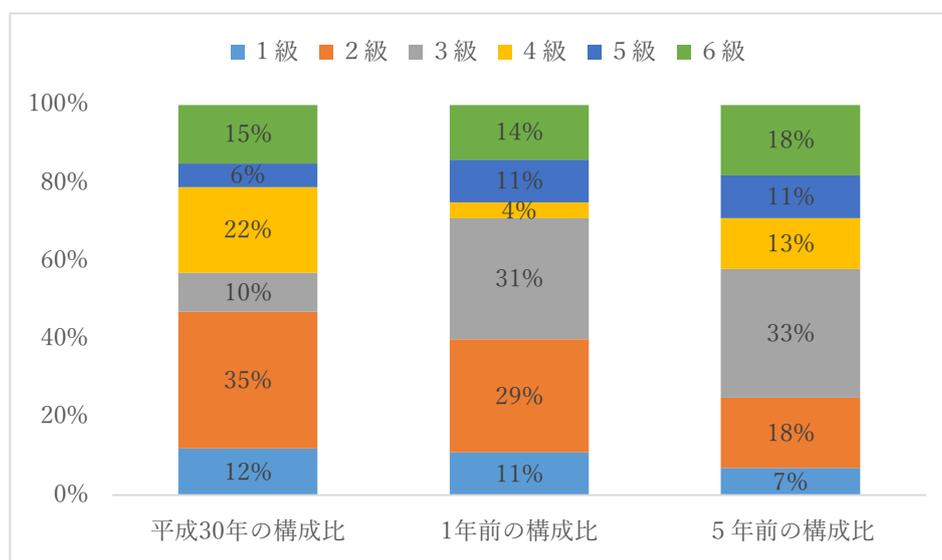
(注) 経験年数について該当者がいない項目は「—」とし、以下の項目は直近該当者である。
大卒20年は19年、高卒30年は29年

3 一般行政職の級別職員数等の状況

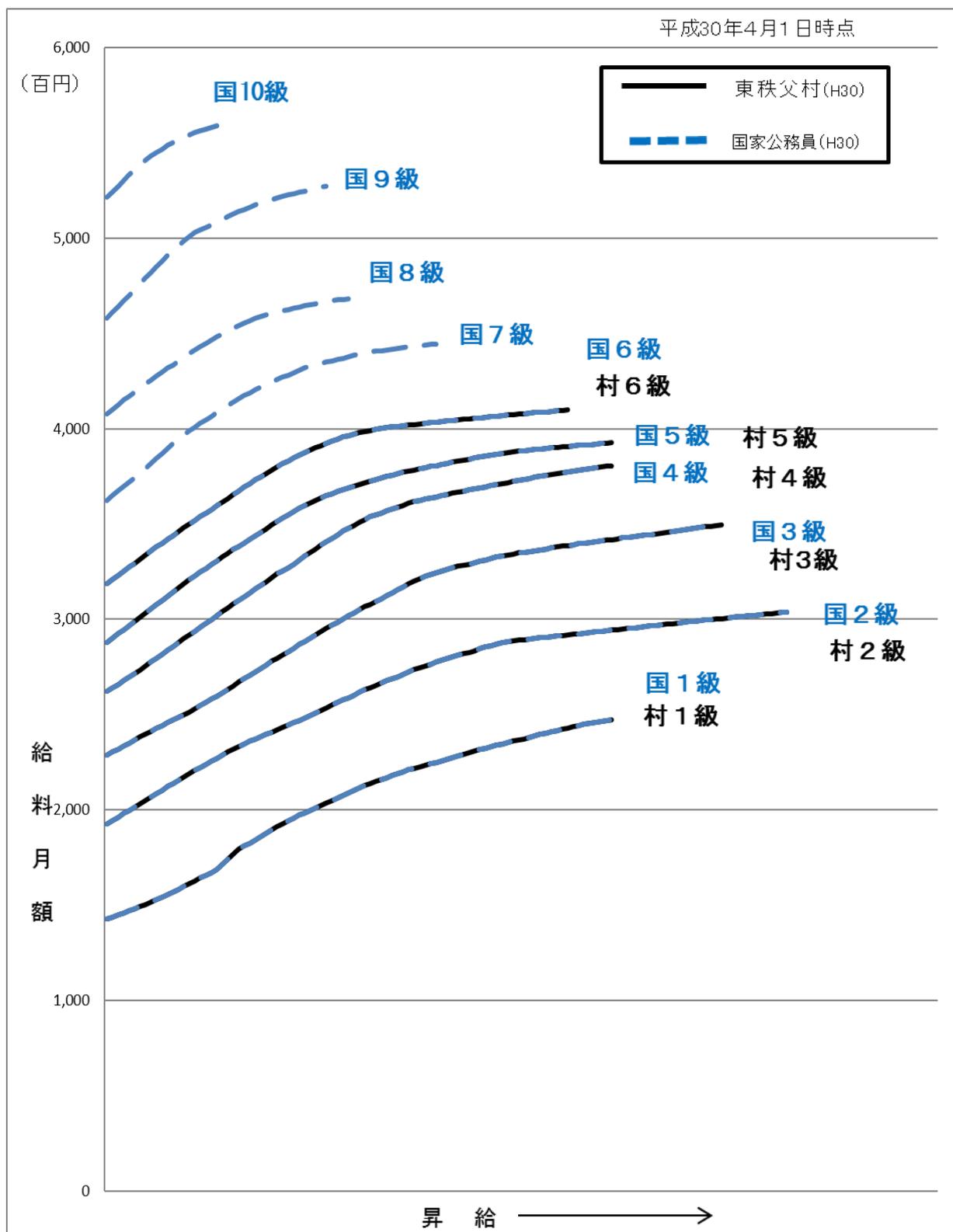
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	6 人	12%	142,600円	247,100円
2 級	主事	17 人	35%	192,700円	303,800円
3 級	主任	5 人	10%	228,900円	349,600円
4 級	主査	10 人	22%	262,000円	380,600円
5 級	主幹	3 人	6%	288,000円	392,600円
6 級	課長・事務局長・ 会計管理者	8 人	15%	318,500円	409,800円

(注) 1 東秩父村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		

活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ． 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年1月1日		令和2年1月1日	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東秩父村	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,271千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,734千円	—
（28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ． 人事評価を活用していない	○		○	

活用予定時期	令和元年6月	令和元年6月
--------	--------	--------

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

東秩父村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	41.325月分	49.5900月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	49.5900月分	49.5900月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給 無)			定年前早期退職特例措置		
1人当たり平均支給額 19,711千円			(割増率 2～45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東秩父村	0%	0人	0%

(4) 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		40千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		2,233円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		30%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
死体取扱手当	住民福祉課・保健衛生課職員	死体の運搬・埋葬	1体5,000円
防疫業務手当	保健衛生課職員	感染症の予防外	1日1,000円
異常気象内業務手当	産業建設課・総務課職員	台風等災害箇所点検	1日1,000円 夜間1,500円
水道作業手当	産業建設課職員	ろ過砂入替	1日500円
同	同	水中作業	1日500円
同	同	夜間作業	1夜800円
同	同	塩素取替	1日500円
同	同	緊急復旧	1回1,000円
滞納徴収手当	税務課・保健衛生課職員	税金滞納整理	1日200円
犬猫死体処理従事手当	保健衛生課職員	死体の運搬・埋葬	1件500円
野犬捕獲従事手当	保健衛生課職員	野犬の捕獲	1件500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	5,904千円
職員1人当たりの平均支給年額（29年度決算）	141千円
支給実績（28年度決算）	8,278千円

職員 1 人当たりの平均支給年額（28 年度決算）	151 千円
---------------------------	--------

(6) その他の手当（30 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 29年度決算	支給職員1人当たり 平均支給年額 29年度決算
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 外 1 人 6,500円 ※満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子については、5,000円を加算	同		5,666 千円	226,640 円
住居手当	借家 限度額 27,000円	同		1,889 千円	236,125 円
通勤手当	自動車等 2km から支給 (2,000円～31,600円)	同		3,458 千円	69,178 円
管理職手当	主幹 30,000円 課長・局長 50,000円 参事 60,000円	同		7,320 千円	488,000 円
宿日直手当	1回 4,200円	同		499 千円	11,106 円

5 特別職の報酬等の状況（30 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	416,500 円 (595,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 416,500 円
	副 村 長	円 (円)	707,000 円 / 385,000 円
報 酬	議 長	239,000 円	395,000 円 / 160,000 円
	副 議 長	183,000 円	310,000 円 / 140,000 円
	議 員	171,000 円	290,000 円 / 130,000 円
期 末 手 当	村 長	(29 年度支給割合) 4.40 月分	
	議 長 員	(29 年度支給割合) 4.40 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	副 村 長	$595,000 \times \text{在職月} \times 0.35 \times 1.15$	11,495,400円 任期毎
	備 考	$550,000 \times \text{在職月} \times 0.21 \times 1.15$	6,375,600円 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年=4 8 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

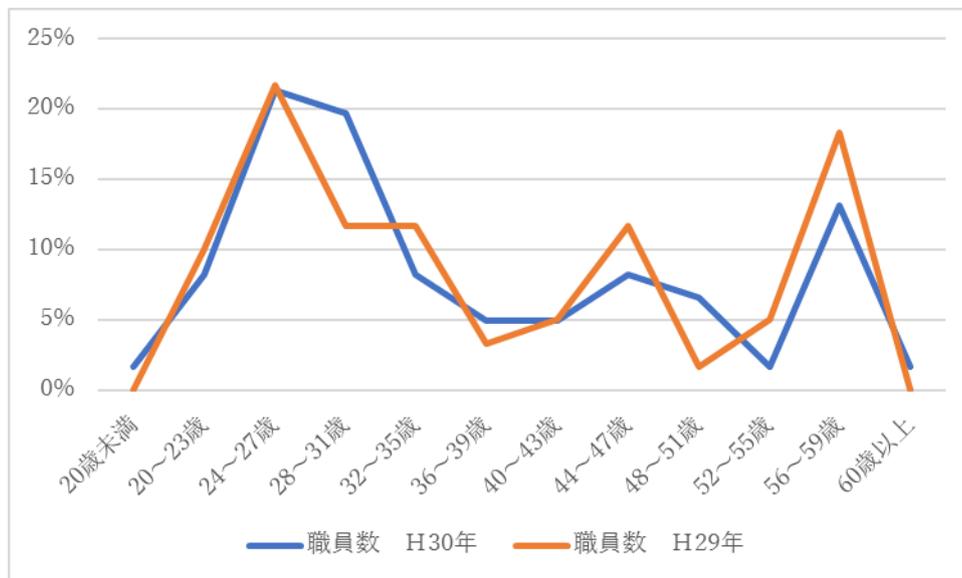
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	△ 1 1	組 織 見 直 し に 伴 う 減 員 組 織 見 直 し に 伴 う 増 員
		総 務	17	17		
		税 務	4	4		
		農 林	4	4		
水 産		3	2			
商 工	5	6				
民 生	10	10				
衛 生	5	5				
	計	49	49	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 169.96 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 166.52 人)	
	教 育 部 門	4	5	1	業 務 増 の た め 増 員	
	小 計	53	54	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.30 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 193.58 人)	
公 営 企 業 部 門	水 道	1	1			
	介 護	4	4			
	国 民 健 康 保 険	2	2			
	小 計	7	7			
合 計		60 [70]	61 [70]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 211.59 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	13人	12人	5人	3人	3人	5人	4人	1人	8人	1人	61人

(注) 特別職は除く

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の 増減数 (%)
一般行政	37	38	43	45	49	49	12 (32.4)
教育	8	7	5	5	4	5	△3 (△37.5)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	45	45	48	50	53	54	9 (20.0)
公営企業等会計 計	7	7	7	7	7	7	0 (0)
総合計	52	52	55	57	60	61	9 (17.3)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(平成25は教育長含む)。